

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 平成 22 年度遠軽町公共下水道事業特別会計継続費について
- 日程第 5 報告第 2 号 平成 22 年度遠軽町健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 3 号 平成 22 年度遠軽町資金不足比率について
- 日程第 7 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度遠軽町一般会計補正予算第 2 号）
- 日程第 8 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 10 同意第 3 号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 11 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 12 議案第 2 号 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて
- 日程第 13 議案第 3 号 遠軽町名誉町民条例の制定について
- 日程第 14 議案第 4 号 財産の取得について（平成 23 年度総合行政情報システム機器購入）
- 日程第 15 議案第 5 号 財産の取得について（平成 23 年度生田原診療所備品購入）
- 日程第 16 議案第 6 号 平成 23 年度遠軽町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 7 号 平成 23 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 8 号 平成 23 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 認定第 1 号 平成 22 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 2 号 平成 22 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 3 号 平成 22 年度遠軽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 4 号 平成 22 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 5 号 平成 22 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 6 号 平成 22 年度遠軽町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認

		定について
日程第 2 5	認定第 7 号	平成 2 2 年度遠軽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 6	認定第 8 号	平成 2 2 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 7	認定第 9 号	平成 2 2 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
日程第 2 8		一般質問
日程第 2 9	議案第 9 号	平成 2 3 年度遠軽町一般会計補正予算 (第 4 号)
日程第 3 0	議案第 3 号	遠軽町名誉町民条例の制定について (総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査)
日程第 3 1	認定第 1 号	平成 2 2 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第 3 2	認定第 2 号	平成 2 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第 3 3	認定第 3 号	平成 2 2 年度遠軽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第 3 4	認定第 4 号	平成 2 2 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第 3 5	認定第 5 号	平成 2 2 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第 3 6	認定第 6 号	平成 2 2 年度遠軽町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第 3 7	認定第 7 号	平成 2 2 年度遠軽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第 3 8	認定第 8 号	平成 2 2 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第 3 9	認定第 9 号	平成 2 2 年度遠軽町水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
日程第 4 0	発委第 1 号	遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について
日程第 4 1		農業委員会委員の推薦について
日程第 4 2	意見案第 1 号	拡大生産者責任とデポジット制度の法制化を求める意見書
日程第 4 3	意見案第 2 号	森林・林業・木材産業政策の積極的な展開に関する意見書
日程第 4 4	意見案第 3 号	J R 三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書

- 日程第 4 5 意見案第 4 号 免税軽油制度の継続を求める意見書
日程第 4 6 常任委員会所管事務調査報告
日程第 4 7 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

平成 2 3 年第 3 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 3 年 9 月 2 0 日（火）午前 1 0 時 0 0 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|---------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 平成 2 2 年度遠軽町公共下水道事業特別会計継続費について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 平成 2 2 年度遠軽町健全化判断比率について |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 平成 2 2 年度遠軽町資金不足比率について |
| 日程第 7 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 3 年度遠軽町一般会計補正予算第 2 号） |
| 日程第 8 | 同意第 1 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 9 | 同意第 2 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 1 0 | 同意第 3 号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 号 | 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて |
| 日程第 1 3 | 議案第 3 号 | 遠軽町名誉町民条例の制定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 4 号 | 財産の取得について（平成 2 3 年度総合行政情報システム機器購入） |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 号 | 財産の取得について（平成 2 3 年度生田原診療所備品購入） |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 号 | 平成 2 3 年度遠軽町一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 1 7 | 議案第 7 号 | 平成 2 3 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 8 | 議案第 8 号 | 平成 2 3 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 9 | 認定第 1 号 | 平成 2 2 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 0 | 認定第 2 号 | 平成 2 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認 |

《平成 2 3 年 9 月 2 0 日》

- 定について
- 日程第 2 1 認定第 3 号 平成 2 2 年度遠軽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 認定第 4 号 平成 2 2 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 5 号 平成 2 2 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 6 号 平成 2 2 年度遠軽町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 7 号 平成 2 2 年度遠軽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 8 号 平成 2 2 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 9 号 平成 2 2 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 8 一般質問
-

◎出席議員（17名）

議長	1 8 番	前 田 篤 秀 君	1 7 番	浅 水 輝 彦 君
	1 番	石 田 通 行 君	2 番	今 村 則 康 君
	4 番	林 照 雄 君	5 番	黒 坂 貴 行 君
	6 番	松 田 良 一 君	7 番	岩 上 孝 義 君
	8 番	山 田 和 夫 君	9 番	岩 澤 武 征 君
	1 0 番	杉 本 信 一 君	1 1 番	山 谷 敬 二 君
	1 2 番	高 橋 眞 千 子 君	1 3 番	荒 井 範 明 君
	1 4 番	阿 部 君 枝 君	1 5 番	奥 田 稔 君
	1 6 番	高 橋 義 詔 君		

◎欠席議員（1名）

3 番 清 野 嘉 之 君

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教育委員会 委員長	富 永 史 朗 君
代表監査委員	秋 保 利 勝 君	農業委員会 委員長	石 丸 政 雄 君

◎説明員

《平成 2 3 年 9 月 2 0 日》

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	佐藤優君
民生部参与	石川弘美君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	松橋行雄君
住民生活課長	渡辺喜代則君	税務課長	鈴木光男君
農政林務課長	安藤清貴君	商工観光課長	大河原忠宏君
建設課長	中川原英明君	建設課参事	山本善宏君
水道課長	岸野博美君	会計管理者	松本妙子君
生田原総合支所長	岡村宏君	丸瀬布総合支所長	工藤敏広君
白滝総合支所長	池田博利君	教育長	河原英男君
教育部長	橋本健一君	教育部次長	藤江敏博君
社会教育課長	中村哲男君	社会体育課長	工藤重雄君
図書館長	佐川哲史君	総務課参事	藤本陽一君
監査委員事務局長	吉田博之君	農業委員会事務局長	安江陽一郎君
選挙管理委員会事務局長	吉田博之君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	河本伸二君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成23年第3回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（伯谷正明君） 御報告をいたします。

ただいまの出席議員は、17人であります。

なお、清野議員より欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、秋保代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成22年度分及び平成23年度分例月出納検査に対する監査結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第28までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、岩上議員、杉本議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋義昭議会運営委員長。

○16番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成23年第3回遠軽町議会定例会の会期につきましては、9月14日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から9月27日までの8日間と決定いたしました。

なお、9月22日及び26日の2日間は決算審査のため、また、9月23日から25日までの3日間は、休日のため休会といたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、9月26日午前10時までに事務局へ提出されるよう、お願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月27日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月27日までの8日間と決定いたしました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成23年第3回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、第2回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、9月2日の台風第12号による大雨の被害状況についてであります。大型で強い台風の北上による南からの湿った空気と前線の影響により、2日午前7時ごろから強い雨が降り始め、1時間の最大雨量は、遠軽地域では午前7時30分に13ミリ、生田原地域では午前7時59分に35.5ミリ、白滝地域では午前9時46分に40ミリ、丸瀬布地域では午前11時27分に24ミリを記録し、白滝地域では24時間の降水量が、観測史上最大となる176ミリを記録する大雨となりました。この影響により、人命にかかわる重大な被害こそなかったものの、河川、道路及び橋梁等が甚大な被害を受けました。

特に白滝地域では、河川のはんらんによる橋の崩壊により、上支湧別の一部地区で住民が孤立するおそれがあったため、6世帯に避難を指示したところであります。

また、安国浄水場及び白滝浄水場では、河川の濁水により浄水機能に影響が出たため、両浄水場とも2日に取水を停止し、消防水槽車による浄水場への給水により、地域住民の飲料水を確保したところであります。

《平成23年9月20日》

この災害に係る復旧につきましては、住民生活に影響のある道路等の公共施設を初め、緊急性の高いものから順次着手し、復旧に要する経費については、専決処分いたしましたので、本義会に報告し、承認をお願いするものであります。

また、工事請負費等につきましては、本議会において追加提案を予定しておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、前後しますが、6月6日に、生田原伊吹及び八重地区で発生しました局地的強雨による被害であります。午前0時50分ごろ、約10分間に7ミリの局地的な強い降雨により、町道伊吹環状線ののり面が、幅20メートル、高さ13メートルにわたり崩壊する被害が発生いたしました。

また、8月6日には、生田原安国及び生田原豊原地区で雷を伴う大雨とひょう、突風による農作物の被害が発生し、シソ7ヘクタール、ビート3ヘクタール、デントコーン12ヘクタールが葉や茎の損傷、倒伏などの被害を受けたところであります。

さらに8月6日、7日の夕方、生田原清里地区の局地的強雨により、未改良の町道であります拓北開拓線で1.6キロメートル、吉川沢線で0.7キロメートルにわたるのり面洗掘の被害があり、本議会に工事請負費などの補正予算を提出させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

このたびの災害や東日本大震災という未曾有の災害を目の当たりにし、近年の異常気象等により、ごく狭い範囲に短時間で強い雨が降る局地的大雨や、数時間にわたって激しい雨が降り続く集中豪雨による河川のはんらんや、道路の冠水など予測できない災害が多発しており、今後においても緊急災害時における対応や体制整備の必要性を改めて実感したところであります。このような不測の事態に備えるため、6月27日開催の遠軽町防災会議におきまして、本町としては初となる総合防災訓練を10月15日に開催することを決定し、現在、開催に向け防災関係機関と調整を図りながら準備を進めているところであります。

次に、8月11日、合併特例債及び合併推進債発行期限延長に係る中央要望を行ってまいりました。この要望については、東日本大震災の発生に伴い、道内においても経済活動の停滞、被災地への人的・物的な資源の集中により、事業の実施への影響も懸念されるため、私から、平成の合併をなし遂げた道内21市町に呼びかけ、北海道の理解を得ながら道内合併市町と合同で、総務省並びに道内選出国會議員に強く要望してまいりました。おかげをもちまして、鈴木総務副大臣、逢坂総務大臣政務官から、被災地の延長はもちろんのこと、被災地以外の延長も秋の臨時国会での法案提出に向けて進める旨の前向きな回答を得ることができましたことを御報告させていただきます。

次に、観光及び産業振興についてであります。7月16日には生田原福祉センター駐車場を会場に「第24回いくたはらヤマベまつり」が開催されました。会場には、ヤマベの塩焼きやフライ、縁日祭りのコーナーなどが立ち並び、生田原太鼓保存会の結成40周年を記念した協賛イベント「太鼓の饗演 in いくたはら2011」などの多彩なイベント

《平成23年9月20日》

を、町内外から訪れた大勢の方々が楽しんだところであります。

8月6日、7日には、丸瀬布森林公園いこいの森を会場に、「第29回まるせつぷ観光まつり」が開催されました。初日は一時雨に見舞われましたが、夜の花火大会は、電飾を施した北海道遺産雨宮21号のミッドナイトランとともに行われ、臨場感あふれる花火と雨宮21号の勇姿に、訪れた観客は感動していました。2日間にわたり町民やキャンパーなど約1万1,000人が訪れ、イベントを楽しんだところであります。

8月20日、21日には、白滝駅前広場を会場に、節目となる「第10回しらたき山遊の里まつり」が、えんがる町観光協会、えんがる商工会などの実行委員会により開催されました。2日間にわたり「ジャンケン大会」、本町唯一のよさこいソーランチーム「祭援隊しらたき」の大演舞など盛りだくさんのイベントが開催され、多くの親子、家族連れでにぎわいました。

また、このまつりを契機に、白滝ジオパーク、埋蔵文化財センター、合気道発祥の地などについての情報発信を行ったところです。

8月27日には、湧別川河川緑地「せせらぎ広場」を会場に、コスモス開花宣言花火大会が開催されたところであり、町内外からの約1万2,000人の来場者が花火を堪能したところであります。

コスモスの生育状況ではありますが、本年は播種後順調に発芽したものの、その後の雨が少なく生育が心配されたところですが、7月中旬以降生育も進み、「コスモスフェスタ」初日の8月20日には、混合コスモスが6分咲き、27日には、ほぼ満開の状態です。コスモスの開花を宣言したところであります。しかしながら、台風第12号の影響による9月2日の大雨により花落ちが進み、また、翌日の強風により倒伏してしまいましたが、今後、花が回復し、たくさんの方においでいただくことを期待しているところであります。

また、9月4日には、コスモスフェスタイベントを開催し、STVラジオの公開収録「コスモスコンサート」等を行ったところであります。台風の影響によりイベント開始時は雨が降っておりましたが、昼過ぎには雨も上がり、無事終了したところであります。台風や雨の影響もあり、例年に比べますとかなり少ない人出でありましたが、約2,000人が訪れイベントを楽しんだところであります。

次に、遠軽町清掃センターごみ焼却施設及び旭野一般廃棄物最終処分場に関する調査結果について御報告いたします。

まず、遠軽町清掃センターごみ焼却施設につきましては、平成5年の供用開始から18年が経過し、調査結果では、老朽化に伴う施設の多くの課題が指摘されております。

1点目として、現状の2炉ある焼却炉のうちの1炉が運転できない状態から、計画修繕などの1カ月は、ごみ焼却処理を停止せざるを得なく、その間のごみ受け入れは最終処分場で埋立処理をしなければならないこと。2点目として、現焼却施設では高カロリーのゴミを焼却できず、リサイクルできないプラスチックなどを最終処分場で埋立処理をしていることも、最終処分場の使用期限を早めていること。3点目として、電気集塵機の製造

メーカーが既に廃業しており、修繕に必要な部品調達さえできないこと。また、外気にさらされている煙突の劣化も進行しており、早急な建てかえが必要なこと。4点目として、排ガス高度処理施設内の各設備の更新に要する調達部品の調達可能期間が満了期を迎える中、継続使用の際の各メーカーから部品供給の可否の確認作業が必要であることなどが指摘されました。これら多くの課題を解決する方法として、施設の延命化工事や新設による施設の更新などが考えられますが、総合的に比較検討した結果、「新設による施設の更新」が報告されたところであります。

次に、旭野一般廃棄物最終処分場につきましては、平成18年4月に供用を開始し、15年間の使用を予定していましたが、今回の調査結果では、現処分場は約42%が埋め立てられ、今後もこれまでと同様の埋立方法で継続すると、約6年間の使用が可能であり、また、覆土を50%削減した場合は、約9年間の使用が可能であるとの調査結果が報告されました。

以上の報告を踏まえ、本町の将来における生活環境の確保に向けたごみ処理対策の計画的な整備を進めていくため、遠軽町清掃センターに係る次期計画の立案、処理方法の検討を早急に開始したく、本議会において所要経費を計上しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、文化センター等を考える会についてであります。ホールの概要や主目的等が合意され、来月には文化センター等建設に対する進言をいただけると伺っておりますので、考える会の進言も踏まえつつ議会とも協議させていただき、建設の是非を決定したいと考えております。

次に、4月29日に仮オープンをした遠軽町埋蔵文化財センターについてであります。国の重要文化財指定を受けた資料が整い、メインの展示室でありますギャラリーの展示作業を終え、関係各位の御臨席のもと、7月8日に正式オープンをしたところであります。

入館者の状況であります。仮オープン期間中は1,466人の入館者を数え、また、本オープン後は、8月末までに1,573人が展示室に入館したところであり、石器づくりなどで体験学習室利用者についても336人が利用しております。

さらに、赤石山見学や各種教室には、これまでに217人の参加があったところであります。

埋蔵文化財センターは、遠軽町の埋蔵文化財の保存・活用を図る施設として整備したところでありますが、白滝ジオパーク推進のガイダンス施設としての役割も大きいことから、今後もジオパークと一体となって各種事業を展開してまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計継続費につきましては、平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計の継続費に係る公共下水道事業企業会計移行業務委託が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告

《平成23年9月20日》

書を調製し、議会に報告するものであります。

報告第2号平成22年度遠軽町健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて、議会に報告するものであります。

報告第3号平成22年度遠軽町資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて、議会に報告するものであります。

承認第1号専決処分承認を求めることにつきましては、9月2日の台風第12号による大雨等で、道路、河川等に被害があり、復旧に係る予算措置に急を要したため、平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

同意第1号教育委員会委員の任命につきましては、現委員であります大西憲治氏が、平成23年11月8日をもって任期満了となるため、引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現委員であります小山田豊氏、佐藤昌之氏及び前本雅司氏が平成23年11月8日をもって任期満了となるため、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

同意第3号公平委員会委員の選任につきましては、現委員であります菊地健文氏が、平成23年11月8日をもって任期満了となるため、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第1号表彰につきましては、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更することにつきましては、平成22年9月定例議会で議決いただきました本計画の内容を変更いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号遠軽町名誉町民条例の制定につきましては、社会文化の興隆に功績のあった方を名誉町民として顕彰する制度を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第4号財産の取得につきましては、平成23年度総合行政情報システム機器購入について、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号財産の取得につきましては、平成23年度生田原診療所備品購入について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）の主なものについて御説明いたします。

まず、歳出におきまして、丸瀬布総合支所公用車冬用タイヤ盗難によるタイヤ及びホイール購入に係る経費を計上したところであります。本件に係る状況や経過につきましては、各常任委員会で御説明申し上げているところでございますが、タイヤを保管しており

《平成23年9月20日》

ました車庫出入り口の施錠忘れ、もしくはバス運行中のシャッターの開放など、管理が不十分であったことが盗難につながったものと考えるところでありまして、いずれにいたしましても盗難による被害を受けたことにつきましては、町民の皆様に対し深くおわびを申し上げるところでございます。

事故判明後、担当職員等に対し注意をするとともに、全職員に対し、各施設における日常的な施錠などの管理体制について、確認・点検を指示したところでありまして、これを機に職員の意識改革も含め、今後の再発防止に努めてまいりますので御理解をお願いいたします。

歳出につきましては、丸瀬布総合支所公用車冬用タイヤ盗難によるタイヤ及びホイール購入に係る経費、若松外4地区難視聴共同受信施設整備及び維持管理補助金の追加、生田原太鼓保存会に対するコミュニティ助成事業補助金の追加、障害者自立支援給付費等の精算に伴う税外過誤納還付金の追加、住民基本台帳システム改修業務委託料の追加、一般廃棄物処理基本計画見直し等に係る経費、湧別原野クロスカントリースキー大会のコース延長に伴う大会負担金及び補助金の追加、災害等緊急時対応に要する排水ポンプ等購入に係る経費、東2線道路及び瞰望岩通雪況調査委託料の追加、小中学校の吹奏楽コンクール出場等に係る学校行事負担金の追加、6月6日及び8月6日発生の局地的大雨被害による生田原伊吹環状線、拓北開拓線及び吉川沢線災害復旧に係る経費等を計上したところであり

ます。

歳入については、分担金及び負担金、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰越金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意志に沿いまして、目的の基金に積み立てをするものであります。

議案第7号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、病類別疾病分類表作成処理に係る経費、一般被保険者保険税還付金等を計上したところであります。

議案第8号平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、高額医療合算介護サービス等費の追加、介護給付費負担金等の返還金を計上したところであります。

認定第1号から認定第9号までにつきましては、平成22年度遠軽町一般会計、各特別会計及び水道事業会計の決算でありまして、監査委員の意見をつけて、認定を求めるものであります。

以上が、本議会に提出いたしました議案の大要であります。

なお、台風第12号による大雨被害に係る災害復旧費について、追加提案いたしたいと考えておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

《平成23年9月20日》

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計継続費についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 報告第1号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計継続費についてを御説明いたします。

平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計継続費につきましては、継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

別紙をお開き願います。

平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について御説明いたします。

1款公共下水道費、1項公共下水道費、公共下水道事業企業会計移行業務委託につきましては、平成21、22年度の2カ年継続事業として実施したものであり、全体計画年割額計1,186万5,000円に対し、実質支出済額計は、同額の1,186万5,000円であります。

業務内容は、公共下水道事業特別会計を企業会計に移行するための資産評価業務委託の実施であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計継続費についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号及び日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号平成22年度遠軽町健全化判断比率について、日程第6 報告第3号平成22年度遠軽町資金不足比率についてを一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 報告第2号平成22年度遠軽町健全化判断比率についてを御説明いたします。

平成22年度遠軽町健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき報告するものであります。

実質赤字比率につきましては、実質赤字がございません。

《平成23年9月20日》

なお、本町の実質赤字比率に係る早期健全化基準は13.31%、財政再生基準は20%であります。

連結実質赤字比率につきましては、実質赤字がございません。

なお、本町の連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は18.31%、財政再生基準は35%であります。

実質公債費比率につきましては、16.3%であります。

なお、本町の実質公債費比率に係る早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であります。

将来負担比率につきましては、94.6%であります。

なお、本町の将来負担比率に係る早期健全化基準は350%であります。

次に、赤番12、平成22年度遠軽町健全化判断比率審査意見書につきましては御参照いただきたいと存じます。

続きまして、報告第3号平成22年度遠軽町資金不足比率についてを御説明いたします。

平成22年度遠軽町資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。

簡易水道事業特別会計につきましては、資金不足はございません。

なお、本町の経営健全化基準は20%であります。

公共下水道事業特別会計につきましては、資金不足はございません。

なお、本町の経営健全化基準は20%であります。

水道事業会計につきましては、資金不足はございません。

なお、本町の経営健全化基準は20%であります。

次に、赤番12、平成22年度遠軽町特別会計資金不足比率審査意見書及び赤番14、平成22年度水道事業会計資金不足比率審査意見書につきましては、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました報告2件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、報告第2号平成22年度遠軽町健全化判断比率についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号平成22年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第3号平成22年度遠軽町資金不足比率についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号平成22年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

《平成23年9月20日》

◎日程第7 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度遠軽町一般会計補正予算第2号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第7号、専決処分書について御説明いたします。

9月2日発生の台風第12号による大雨災害の復旧のため、予算措置に急を要しましたので、平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）につきまして、平成23年9月2日付で専決処分を行ったものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,524万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億1,343万5,000円としたものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

19款繰越金につきましては、6,524万3,000円を追加し、総額を1億2,243万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計133億4,819万2,000円に6,524万3,000円を追加し、総額を134億1,343万5,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

11款災害復旧費につきましては、6,524万3,000円を追加し、総額を6,704万3,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計133億4,819万2,000円に6,524万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の134億1,343万5,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

《平成23年9月20日》

1 1 款災害復旧費 1 項災害復旧費 1 目災害復旧費、災害復旧事業 6,524 万 3,000 円につきましては、9 月 2 日発生の台風第 12 号による大雨災害により、町内全域において道路、橋梁などに被害が発生したところでありまして、災害の未然防止及び公共施設被害箇所の応急復旧に要した経費として、時間外及び休日勤務手当から備品購入費まで追加するものであります。

このうち白滝地域の上支湧別幹線（更生橋）災害復旧調査設計業務委託料につきましては、公共土木施設災害復旧事業の採択に向けた災害査定に係る調査設計費用を計上するものであります。被害箇所につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページをお開き願います。

2、歳入。

1 9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金は、6,524 万 3,000 円の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 台風第 12 号による大雨災害につきまして御説明をいたします。

赤番 4、台風第 12 号による大雨災害に関する資料をごらんいただきたいと思ひます。

まず、1 ページから 4 ページにつきましては大雨災害の全体的な概要について、5 ページから 20 ページにつきましては補正予算（第 2 号）にかかわります被害箇所一覧表となっております。

それでは 1 ページをお開き願います。

1 の気象概要ですが、大型で強い台風第 12 号の北上による南からの湿った空気と前線の影響で、9 月 2 日午前 3 時 59 分の大雨注意報を皮切りに洪水警報、大雨警報が発表され、土砂災害や低い土地への浸水、河川の増水への警戒が網走气象台から伝達をされたところでございます。

町内におきましては、2 日午前 7 時ごろから強い雨が降り始め、特に白滝では 24 時間の降水量が、観測史上最大となる 176 ミリを記録する大雨となり、公共施設などに被害を受けることとなりました。

なお、大雨警報は 3 日午前 4 時 40 分に、洪水警報につきましては同日午前 8 時 4 分に注意報に変わり、4 日午前 11 時 14 分に大雨注意報が解除をされたところであります。

2 の公共施設被害につきましては、箇所数のみ御報告をしたいと思います。

道路 60 カ所、河川 24 カ所、橋梁 1 カ所。学校施設につきましては 2 カ所。その他 5 カ所。次に、3 の農業被害につきましては 10 カ所。次に、4 ページになりますが、4 のその他として 2 カ所の浄水場の給水停止等であります。

なお、個別の被害箇所一覧表につきましては、お目通しをお願いをしたいと思います。

以上で説明を終わります。

《平成 23 年 9 月 20 日》

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1 1 款災害復旧費、8 ページから9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1 9 款繰越金、6 ページから7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度遠軽町一般会計補正予算第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第8 同意第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号教育委員会委員の任命について御説明いたします。

教育委員会委員大西憲治氏が、平成23年11月8日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める委員の住所、氏名、生年月日は、住所、遠軽町生田原433番地。氏名、大西憲治。生年月日、昭和28年5月3日であります。

大西憲治氏は、人格高潔で、教育に関して識見を有する方でありますので、教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これより、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

《平成23年9月20日》

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第9 同意第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第9 同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員小山田豊氏、佐藤昌之氏、前本雅司氏の3人の方々が、平成23年11月8日をもって任期満了となるため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める委員の住所、氏名、生年月日は、1人目、住所、遠軽町生田原清里160番地3。氏名、小山田豊。生年月日、昭和20年3月6日であります。2人目、住所、遠軽町1条通北7丁目1番地26。氏名、佐藤昌之。生年月日、昭和21年7月2日であります。3人目、住所、遠軽町白滝691番地。氏名、前本雅司。生年月日、昭和21年9月25日であります。

この3人の方々につきましては、人格高潔で、固定資産の評価に関して識見を有する方々でありますので、固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴等につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって質疑を終わります。

これより、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第10 同意第3号

《平成23年9月20日》

○議長（前田篤秀君） 日程第10 同意第3号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第3号公平委員会委員の選任について御説明いたします。

公平委員会委員菊地健文氏が、平成23年11月8日をもって任期満了となるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める委員の住所、氏名、生年月日は、住所、遠軽町大通南3丁目2番地13。氏名、菊地健文。生年月日、昭和23年2月19日であります。

菊地健文氏は、人格高潔で、地方自治の本旨に理解があり、かつ人事行政に関して識見を有する方でありますので、公平委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴等につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、同意第3号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、次のとおり表彰したく、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

1としまして、遠軽町表彰条例第2条第1号イに該当いたします自治功労でありまして、12年以上遠軽町議会議員として在職されております、遠軽町東町3丁目8番地4、荒井範明様。遠軽町西町3丁目3番地147、浅水輝彦様。遠軽町2条通北7丁目1番地

《平成23年9月20日》

23、石田通行様。遠軽町1条通北4丁目2番地33、高橋眞千子様。遠軽町南町2丁目4番地50、高橋義詔様であります。

2としまして、遠軽町表彰条例第2条第1号エに該当いたします自治功労でありまして、12年以上遠軽町監査委員として在職されております、遠軽町南町3丁目4番地196、秋保利勝様。12年以上遠軽町農業委員会委員として在職されております、遠軽町湯の里269番地、菊地敏明様。遠軽町東町4丁目6番地2、福田純一様であります。

3としまして、遠軽町表彰条例第2条第1号オに該当いたします自治功労でありまして、20年以上遠軽町交通安全指導員として在職されております、遠軽町生田原409番地、高木祥隆様。遠軽町生田原574番地1、荻洲博之様であります。

4としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町西町2丁目2番地18、寺田利恵様から、環境衛生整備資金及びスポーツ振興資金といたしまして50万円。遠軽町大通南1丁目6番地9、伊藤幸光様から、観光振興資金といたしまして100万円の御寄附をいただいたものであります。

5としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当いたします社会功労でありまして、札幌市東区北24条東17丁目1番12号、株式会社レアックス様から、白滝ジオパーク活動の推進のため、偏光顕微鏡装置2台を御寄附いただいたものであります。

6としまして、遠軽町表彰条例第2条第4号アに該当いたします消防功労でありまして、20年以上遠軽町消防団員として勤続されております、遠軽町南町3丁目17番地5、飛澤一好様。遠軽町豊里241番地4、石山哲夫様。遠軽町東町5丁目5番地20、木村博幸様。遠軽町野上38番地、角谷善一様。遠軽町丸瀬布西町165番地10、中川秀紀様。遠軽町南町3丁目4番地156、末永学様であります。

以上、個人18人、法人1件につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく、提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変

更することについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更することについてを御説明いたします。

遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

平成20年9月の定例会におきまして、計画の策定を御決定いただいております、遠軽町過疎地域自立促進市町村計画についてであります。この市町村計画につきましては、御存じのとおり、過疎地域市町村の自立促進を図るための総合計画、地域計画としての性格を備えており、それぞれの地域の状況を踏まえて地域の特性を生かしつつ、地域の自立の促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的に策定したものでございます。

今回、この計画の一部を変更するものであります。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項には、過疎地域の市町村は自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て、過疎地域自立促進市町村計画を定めることができるという規定がございまして、さらにこの場合において、当該市町村はあらかじめ都道府県に協議しなければならないと規定されてございます。

この第7項に読みかえ規定がありまして、この規定は、変更についても準用するということになってございます。今回の計画の変更につきましては、8月10日知事との協議が整いましたので、法の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

今回の変更につきましては、平成23年度当初予算におきまして議決をいただいております、遠軽町厚生病院に対する医療機器整備事業補助金について、財源として過疎対策事業債を借り入れ、財源に充当するため計画を変更し、事業計画に追加するものでございます。この計画に登載されていない事業につきましては、過疎対策事業債の借り入れができないというものでございまして、実施段階においては極めて重要な計画となってきます。

次のページをお開き願いたいと思います。

左側が変更前、右側が変更後でございます。本文の変更はございません。事業計画のみの変更となります。事業計画、平成22年度から平成27年度、右側の表をごらんいただきたいと思います。

自立促進施策区分、5、医療の確保に係る部分に変更となります。事業名、(1)診療施設の下に病院を、事業内容に医療機器整備事業、血管造影エックス線診断装置一式、事業主体に厚生連を追加するものでございます。

次のページは、参考資料であります。

年度別の事業計画を事業名、事業内容、事業主体、概算事業費、年度区分を掲載してございます。

《平成23年9月20日》

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更することについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第3号遠軽町名誉町民条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第3号遠軽町名誉町民条例の制定について御説明いたします。

本条例は、社会文化の興隆に功績のあった者を名誉町民として顕彰する制度を定めるため、制定するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町名誉町民条例。

第1条は目的でありまして、社会文化の興隆に功績のあった者に対し、名誉町民（以下「名誉町民」という。）の称号を贈り、その功績をたたえ、これを顕彰することを目的とするものであります。

第2条は資格要件でありまして、称号は、町民又は町民であった者で、公共の福祉の増進、学術、技芸その他広く社会文化の興隆に貢献し、町民が郷土の誇りとし、かつ、深く尊敬に値すると認める者と規定するものであります。

第3条は決定でありまして、町長が、議会の議決を経て決定することを規定するものであります。

第4条は顕彰でありまして、名誉町民称号記及び名誉町民章を贈るとともに、名誉町民の事績を公表し、顕彰することを規定するものであります。

第5条は待遇でありまして、第1項第1号町の式典への招待。第2号その他町長が必要と認めた待遇とすることを規定するものであります。

第6条は称号の取消しでありまして、第1項は、議会の議決を経て称号を取り消すこと

《平成23年9月20日》

ができる規定。第2項は、取り消しの日から前条の待遇を停止する規定。第3項は、称号を取り消された者は、直ちに名誉町民称号記及び名誉町民章を返還しなければならない旨を規定するものであります。

第7条は登録でありまして、名誉町民を名誉町民台帳に登録し、永年保存しなければならない旨を規定するものであります。

第8条は委任でありまして、条例の施行に関する必要な事項について、規則へ委任することを規定するものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

なお、参考資料といたしまして、遠軽町名誉町民条例施行規則を添付しておりますので、お目通しをお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） ちょっと1点、考え方を聞きたいのですが、条例案の目的の第1条に、社会文化の興隆というふうになっております。それで第2条は資格要件ということで、公共の福祉ですとか、学術、技芸その他広く社会文化の興隆というふうになっていますから、何かのときには拡大解釈をするでしょうけれども、目的のところの社会文化の興隆ですね、もう少しわかりやすい表現を使ったほうがいいのかなというふうに思います。遠軽町の発展に尽くしたとかそういうふうに、社会文化という認識で拡大解釈するのではなくて、町の発展に寄与したというふうなことがいいのかなというふうに思いますけれども、どこから引っ張ってきたのかちょっとお尋ねします。

○議長（前田篤秀君） 寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） ただいまの御質問でございますけれども、この条例を策定するに当たりまして、多くの市町村のこういった条例を参考にさせていただいたところでございます。議員おっしゃるように、その町の発展に寄与するという表現で、条例の文案がつくられている市町村もございますし、私ども提案をさせていただいた社会文化の興隆に功績のあった者という表現も多くある状況もございます。

私どもとしましては、御提案をさせていただいているように、どちらの表現でも幅広くなるわけですが、社会文化の興隆という表現にさせてもらったということで、回答になってないのかもしれませんが、そういう状況の中でこの文言を使わせていただいたということで御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 2条のところで、町民が郷土の誇りとし、かつ、深く尊敬に値すると認められる者に贈ることができる」とあり、また3条では、町長が議会の議決を経て

決定するとありますけれども、町民が郷土の誇りとしというのは、どの辺、どういう形で町長はまとめていこうとされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） こちらに郷土の誇りということで、2条で書いてございます。これにつきましては、書いてあるとおりでございますが、取り立ててこれ以上に細かいことを、例えば何々を何年やられたとか、そういったことはここには書いてないわけでございます。まさしく郷土の誇りでございますから、それはそのときそのときの町内のいろいろな住民の状況等を勘案しながら提案させていただき、また、同じく議会の中でもそういったことを勘案されながら、議決されるのでなかろうかなというふうに想定しております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号遠軽町名誉町民条例の制定については、なお審査の必要があると思われまので、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務・文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第4号財産の取得について（平成23年度総合行政情報システム機器購入）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第4号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次の財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的は、平成23年度総合行政情報システム機器購入であります。

《平成23年9月20日》

2、取得する財産は、次のページ、別紙をごらん願います。

別紙は、取得する財産の一覧表でございます。上から順に、仮想サーバー2台、DBサーバー2台、共有ディスク1台、ドメイン管理サーバー1台、UPS装置4台、サーバー附帯設備一式、OCR装置1台であります。

前のページに戻りまして、3、取得方法は随意契約でありまして、4、取得価格は2,184万円であります。5、取得相手方は、旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号、株式会社コンピューター・ビジネス、代表取締役社長、関仁であります。

この取得する財産につきましては、8月30日、株式会社コンピューター・ビジネスと見積もり合わせを行い、2,184万円で決定しております。

納期につきましては、平成24年1月31日を予定しているところであります。

株式会社コンピューター・ビジネスとは、同日、仮契約を締結しております。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

山田議員。

○8番（山田和夫君） これだけの契約をするのに、指名競争入札ではなくて随契にした理由をお聞かせください。

○議長（前田篤秀君） 岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 随意契約にした経緯でございますが、今回、この取得する機器につきましては、ハードウェアの関係でございまして、その機器を購入して、今、使っておりますソフトウェアにつきましてはそのまま移行して、今回購入した機器の中に投入するというところでございますので、それらのシステムを安定して動かすためには、やはり総合行政情報システムの保守業務をしております受託者と契約したほうがシステムの安定した稼働という目的が達成できるという意味合いで、随意契約したという経緯でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

杉本議員。

○10番（杉本信一君） これは委員会、もちろん所管ではありませんので、御説明いただいているわけですが、別紙のほうの仮想サーバーは何となくわかるにしてもDBサーバー、UPS装置、どういうものなのか全く私には理解ができませんので、議案として上げられる事前に委員会において説明がないのであれば、議案書で上げる場合に、もう少し詳しい概要を説明いただければと思うのですが。

○議長（前田篤秀君） 岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） DBサーバーという部分につきまして、議案に対するものに対してちょっと説明不足というのか、ものがあるかと思いますが、今、簡単にですが、説明をさせていただきます。

DBサーバーというのは、データを処理するためのサーバーということでございませ

て、検索や更新などの要求を受けたときに、処理をするというようなサーバーでございます。

UPS装置、これは一般的に無停電、電源装置といいまして、停電時に電源が切れることによって、コンピューターに支障を来すということがございますので、停電になったとしてもサーバー関係のコンピューターが支障がなく、電源が切れるようなそういうような時間帯を供給して、サーバーなりデータの保護するというような装置でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号財産の取得について（平成23年度総合行政情報システム機器購入）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第5号財産の取得について（平成23年度生田原診療所備品購入）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第5号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次の財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的は、平成23年度生田原診療所備品購入であります。

2、取得の財産は、次のページ、別紙をごらん願います。

別紙は、取得する財産の一覧表でございまして、上から、X線テレビ装置一式、CR装置一式、超音波診断装置一式であります。

前のページに戻りまして、3、取得方法は指名競争入札でありまして、4、取得価格は1,937万2,500円であります。5、取得相手方は、北見市卸町1丁目10番地5、三好メディカル株式会社、代表取締役、松田健治であります。

この財産の取得につきましては、8月30日、大槻理化学株式会社、株式会社ムトウ、三好メディカル株式会社の3者により指名競争入札を行い、三好メディカル株式会社が1,937万2,500円で落札しております。

納期につきましては、平成23年12月30日を予定しているところであります。

《平成23年9月20日》

三好メディカル株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号財産の取得について（平成23年度生田原診療所備品購入）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第6号から日程第18 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第6号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）、日程第17 議案第7号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第18 議案第8号平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第6号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,385万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億9,728万8,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款地方交付税につきましては、1,027万9,000円を追加し、総額を70億1,027万9,000円とするものであります。1項同額であります。

12款分担金及び負担金につきましては、2項負担金に129万1,000円を追加し、総額を1億9,695万5,000円とするものであります。

13款使用料及び手数料につきましては、2項手数料に2万4,000円を追加し、総額を4億7,181万9,000円とするものであります。

《平成23年9月20日》

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に1,186万1,000円を追加し、総額を9億3,348万8,000円とするものであります。

15款道支出金につきましては、2項道補助金に245万円追加し、総額を4億9,966万円とするものであります。

17款寄附金につきましては、188万円を追加し、総額を647万円とするものであります。1項同額であります。

19款繰越金につきましては、811万円を追加し、総額を1億3,054万円とするものであります。1項同額であります。

20款諸収入につきましては、5項雑入に435万8,000円を追加し、総額を1億2,836万9,000円とするものであります。

21款町債につきましては、4,360万円を追加し、総額を14億9,620万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計、134億1,343万5,000円に8,385万3,000円を追加し、総額を134億9,728万8,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に2,566万5,000円追加、2項徴税費に349万円追加、3項戸籍住民基本台帳費に735万円追加し、総額を30億6,966万4,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に299万2,000円を追加し、総額を22億4,330万1,000円とするものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に18万2,000円追加、2項清掃費に181万5,000円追加し、総額を10億2,650万円とするものであります。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に9万1,000円追加、2項林業費に2万3,000円追加し、総額を3億6,727万6,000円とするものであります。

7款商工費につきましては、1,535万2,000円追加し、総額を4億324万円とするものであります。1項同額であります。

8款土木費につきましては、1項土木管理費に13万3,000円追加、2項道路橋りょう費に1,294万7,000円追加し、総額を18億6,228万5,000円とするものであります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に425万6,000円追加し、総額を10億7,341万7,000円とするものであります。

11款災害復旧費につきましては、955万7,000円追加し、総額を7,660万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計、134億1,343万5,000円に8,385万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の134億9,728万8,000円とするものであります。

《平成23年9月20日》

次に、第2表、地方債補正について御説明いたします。

地方債の変更につきましては、若松外4地区難視聴共同受信施設整備事業は、地上デジタル放送に係る共同受信施設の事業費追加に伴い、限度額3,990万円を4,470万円とするものであります。

臨時財政対策債は、額の確定により限度額5億9,000万円を6億2,880万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と同様であります。

また、37ページに、地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので御参照願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

11ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、財源の振替であります。

5目財産管理費、公用車管理事業55万3,000円につきましては、8月上旬、丸瀬布総合支所公用車車庫に保管していた地域住民課及び産業課所属の公用車15台に係る冬用タイヤ及びホイールが盗難に遭ったもので、このうち地域住民課車両に係るタイヤ等購入費の追加であります。

盗難による被害総額は244万1,000円でありまして、タイヤ等の購入費用は、それぞれの車両に係る予算科目の消耗品費において、被害額から当初予算計上済額を控除して追加しておりますので御承知おき願います。

テレビ視聴環境整備事業1,796万円につきましては、若松難視聴共同受信施設整備補助金555万2,000円は、受益世帯1世帯を新たに接続するための経費及び町が設置する自営柱予定箇所の雑木伐採に要する費用の追加、生田原伊吹難視聴共同受信施設整備補助金3,000万円減額、生田原清里難視聴共同受信施設整備補助金3,000万円減額及び生田原伊吹清里難視聴共同受信施設整備補助金7,224万円の追加は、当初予算において別々の受信施設を想定して計上しておりましたが、その後の詳細調査により、伊吹、清里を一体として整備することが効率的であること、また将来の維持管理コストを考慮し、当初予算計上額を減額の上、新たに一本化して整備するものであります。これに伴い、伊吹、清里地区に係る補助金は、当初予定していた有線ケーブル共架柱及び改修費用が増加するため、新たに補助金を追加して計上するものであります。

若松難視聴共同受信施設維持管理補助金から、生田原伊吹清里難視聴共同受信施設維持管理補助金までは、施設の維持管理に係る電気料、電柱共架料など維持管理補助金として、5地区、4施設合わせて16万8,000円を見込んでおります。

6目企画費、企画一般経費250万円につきましては、生田原太鼓保存会の太鼓整備及び補修に係るコミュニティ助成事業補助金の追加でありまして、震災による決定通知の遅

《平成23年9月20日》

延により今回計上するものであります。財源は、全額雑入に計上しております。

8目交通対策費、交通安全推進費14万8,000円及び町営バス運行事業19万9,000円につきましては、丸瀬布総合支所公用車に係る消耗品費の追加であります。

14目諸費、過誤納還付242万5,000円につきましては、過誤納還付金の追加でありまして、平成22年度分精算に係る障害者自立支援給付費、国庫負担金、返還金など税外過誤納還付金であります。

15目基金運営費、基金運營業業188万円につきましては、指定寄附金6件及びふるさと納税寄附金1件によるまちづくり振興基金積立金の追加であります。

2項徴税费2目賦課徴収費、賦課徴収一般経費349万円につきましては、過誤納還付金345万円は、昨年度予定納税されました法人町民税の決算確定に伴う還付金でありまして、大口の還付が発生したことによる追加であります。還付加算金4万円は、還付金に伴う利子の追加であります。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業735万円につきましては、住民基本台帳システム改修業務委託料でありまして、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を図るため、出入国管理及び難民認定法等改正法の施行日である平成24年7月に向けて、既存住基システム改修及びデータ移行を行うものであります。改修に係る委託料は、23年度分735万円、24年度分472万5,000円の合計1,207万5,000円を予定しております。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、介護保険事業46万2,000円につきましては、介護保険特別会計繰出金の追加であります。

2目障害者福祉費、障害者自立支援事業136万2,000円につきましては、相談支援充実・強化事業委託料170万円は、障害者等に対して障害者福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するため、説明会、相談会、家庭訪問などを実施するものであります。地域活動支援センター運営負担金33万8,000円の減額は、平成22年度補助金確定による精算分及び平成23年度同補助金復活に伴う減額であります。障害者在宅福祉サービス事業21万6,000円につきましては、居宅生活支援事業委託料でありまして、6月から新規利用1名の増による追加であります。

5目社会福祉施設費、母子通園センター管理事業95万2,000円につきましては、対象児童の増による臨時職員賃金の追加であります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、保健衛生一般経費3万2,000円につきましては、丸瀬布総合支所公用車に係る消耗品費の追加であります。

4目環境衛生費、環境衛生一般経費15万円につきましては、丸瀬布総合支所公用車に係る消耗品費の追加であります。

2項清掃費2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業181万5,000円につきましては、嘱託職員報酬112万2,000円及び報酬職分社会保険料17万6,000円は、遠

《平成23年9月20日》

軽清掃センター老朽化に伴う施設更新に向けて、一般廃棄物処理基本計画の見直し作業等を早急に進めるため、嘱託職員1名の雇用に係る費用。普通旅費51万7,000円は、次期処理施設の処理方法等を検討するため、3町関係者による視察研修に係る本町分の経費を追加するものであります。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費、農業総務一般経費9万1,000円につきましては、丸瀬布総合支所公用車に係る消耗品費の追加であります。

2項林業費1目林業振興費、森林整備担い手対策事業2万3,000円につきましては、森林整備担い手対策事業負担金でありまして、加入申請者の増による追加であります。

7款商工費1項商工費4目観光費、湧別原野クロスカントリースキー大会1,508万3,000円につきましては、第27回大会に向けてスタート地点を白滝に戻し、国内最長個人85キロメートル、駅伝100キロメートルのコース設定で開催するため、コース延長に伴う負担金398万5,000円及び補助金1,109万8,000円の追加であります。観光一般経費26万9,000円につきましては、丸瀬布総合支所公用車に係る消耗品費の追加であります。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般経費13万3,000円につきましては、丸瀬布総合支所公用車に係る消耗品費の追加であります。

2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持事業944万7,000円につきましては、消耗品費48万8,000円は、災害等の緊急時に使用するバリケード及びセーフティコーンなどの追加であります。備品購入費895万9,000円は、10インチ電気ポンプ2台、発電機1台及び附属品一式購入に係る費用でありまして、災害時等の緊急時に配備する排水ポンプは現有台数の不足から、その都度関係機関、民間等に機材の応援を要請し対応していることから、町みずからが対応できる水防機材を購入するものであります。

3目道路橋りょう新設改良費、道路新設改良事業350万円につきましては、東2線道路雪況調査（吹雪）業務委託料200万円は、平成24年度から5カ年計画で施行予定の防雪さく及び歩道設置工事に係る吹雪調査で、委託料480万円のうち、既定予算執行残を流用した不足額200万円を追加するものであります。瞰望岩通雪況調査（雪崩）業務委託料150万円は、平成24年度施行予定の雪崩防止さく設置工事に係る雪崩調査で、委託料330万円のうち、既定予算執行残を流用した不足額150万円を追加するものであります。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費425万6,000円につきましては、東小学校、南小学校、遠軽中学校及び南中学校が9月上旬札幌市において開催された北海道吹奏楽コンクールに参加。遠軽中学校が10月下旬、京都府宇治市において開催される国民文化祭マーチングフェスティバルに参加。町内中学生42名が6種目に出場した中体連全道大会などにより、学校行事負担金に不足が見込まれますので追加

するものであります。

1 1 款災害復旧費 1 項災害復旧費 1 目災害復旧費、災害復旧事業 9 5 5 万 7, 0 0 0 円につきましては、機械借上料 3 8 0 万 7, 0 0 0 円。原材料費 8 3 万円は、平成 2 3 年 8 月 6 日から 7 日にかけて発生した局地的豪雨による生田原地域の拓北開拓線及び吉川沢線に係る道路のり面洗掘及び側溝等復旧に係る経費。伊吹環状線災害復旧工事 4 9 2 万円は、平成 2 3 年 6 月 6 日発生 of 局地的豪雨による道路のり面崩壊復旧に係る工事請負費であります。

被害箇所につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

次に、歳入について御説明いたします。

7 ページをお開き願います。

2、歳入。

1 0 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税 1, 0 2 7 万 9, 0 0 0 円につきましては、普通交付税の追加であります。

1 2 款分担金及び負担金 2 項負担金 1 目民生費負担金 8 0 万 4, 0 0 0 円につきましては、心身障害児デイサービス負担金 1 1 7 万 1, 0 0 0 円の追加及び地域活動支援センター 2 町負担金の精査による 3 6 万 7, 0 0 0 円の減額であります。

2 目衛生費負担金 4 8 万 7, 0 0 0 円につきましては、ごみ焼却施設維持管理費負担金の追加であります。

1 3 款使用料及び手数料 2 項手数料 2 目民生手数料 2 万 4, 0 0 0 円につきましては、在宅福祉サービス事業手数料の追加であります。

1 4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金 1, 1 8 6 万 1, 0 0 0 円につきましては、若松外 4 地区難視聴共同受信施設整備等に係る無線システム普及支援事業補助金の追加であります。

1 5 款道支出金 2 項道補助金 2 目民生費道補助金 2 4 5 万円につきましては、地域活動支援センター等事業補助金 7 5 万円及び障害者自立支援対策推進費補助金 1 7 0 万円の追加であります。

1 7 款寄附金 1 項寄附金 2 目指定寄附金 1 8 5 万円の追加につきましては、まちづくり振興資金として、南町 3 丁目、橋本みよ様から 1 0 万円、清川、石川清様から 5 万円。環境衛生整備資金として、西町 2 丁目、寺田利恵様から 3 0 万円。スポーツ振興資金として、西町 2 丁目、寺田利恵様から 2 0 万円。観光振興資金として、大通南 1 丁目、伊藤幸光様から 1 0 0 万円。社会福祉振興資金として、西町 2 丁目、枝松邦幸様から 2 0 万円。

3 目ふるさと納税寄附金 3 万円の追加につきましては、ふるさと振興資金として、札幌市、国松キヌ様から 3 万円指定寄附金がございましたので、寄附者の御意志に沿いまして予算措置をしたところであります。

1 9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 8 1 1 万円につきましては、前年度繰越金の追加であります。

《平成 2 3 年 9 月 2 0 日》

20款諸収入5項雑入5目過年度収入185万8,000円につきましては、子ども手当負担金及び障害程度区分認定等事業費補助金に係る平成22年度精算分であります。

6目雑入250万円につきましては、コミュニティ助成事業助成金であります。

21款町債1項町債1目総務債480万円につきましては、若松外4地区難視聴共同受信施設整備事業債の追加であります。

7目臨時財政対策債につきましては、3,880万円の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） 赤番5、平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）に関する資料について御説明をいたします。

1ページは、6月、8月の局地的大雨による生田原地域の被害箇所位置図でありまして、①町道伊吹環状線、被災地は生田原伊吹木村地先でございますが、6月6日の局地的大雨により道路のり面が、おおむね幅20メートル、高さ13メートルにわたり崩落したもので、特殊加工によるのり面工を実施し、復旧をするものであります。②町道吉川沢線及び③町道拓北開拓線につきましては、8月6日と7日の局地的大雨により、生田原清里吉川地先0.7キロメートル及び旧福田地先1.6キロメートルにわたり路面が洗掘されたものであり、機械借り上げ、原材料購入により復旧をするものでございます。

2ページは、災害復旧事業（生田原地域）、伊吹環状線災害復旧工事位置図でありまして、工事内容としまして特殊かご190平方メートル、地下排水一式を工事請負費で実施するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 続きまして、議案第7号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を御説明いたします。

平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億730万7,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款繰越金につきましては、109万3,000円を追加し、総額を109万4,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計、26億621万4,000円に109万3,000円を追加し、総額を26億730万7,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

《平成23年9月20日》

2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、4項特別対策事業費に31万3,000円を追加し、総額を5,180万4,000円とするものであります。

10款諸支出金につきましては、78万円を追加し、総額を287万6,000円とするものであります。1項同額です。

これによりまして、歳出合計、26億621万4,000円に109万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の26億730万7,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費4項特別対策事業費1目特別対策事業費、特別対策事業31万3,000円につきましては、病類別疾病分類表の作成処理に係る共同電算処理業務委託料の追加であります。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金60万円につきましては、資格喪失の遡及や所得の変更に係る還付金の増額による追加であります。

同じく10款の5目償還金18万円につきましては、平成22年度老人保健診療報酬返納金が納付されたことに伴う返還金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

2、歳入。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金109万3,000円につきましては、前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第8号平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ711万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,655万3,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

1、歳入。

2款分担金及び負担金につきましては、54万3,000円を追加し、総額を880万

《平成23年9月20日》

3,000円とするものであります。1項同額であります。

6款道支出金につきましては、1項道負担金に139万5,000円を追加し、総額を1億9,447万5,000円とするものであります。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に46万2,000円を追加し、総額を2億1,673万9,000円とするものであります。

9款繰越金につきましては、471万円を追加し、総額を471万1,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計、13億4,944万3,000円に711万円を追加、総額を13億5,655万3,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2、歳出。

1款総務費につきましては、3項介護認定諸費100万5,000円を追加し、総額を3,519万3,000円とするものであります。

2款保険給付費につきましては、3項高額医療合算介護サービス等費に139万5,000円を追加し、総額を12億6,417万5,000円とするものであります。

6款諸支出金につきましては、471万円を追加し、総額を491万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計、13億4,944万3,000円に711万円を追加し、総額を13億5,655万3,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費3項介護認定諸費1目介護認定審査会費100万5,000円につきましては、介護認定審査会嘱託職員通勤費支給に係る費用弁償の追加及び遠軽地区介護認定支援ネットワークシステムのリース期間満了に伴い、更新を行うことによる保守業務委託料の減額並びに事務機器借上料の追加であります。

2款保険給付費3項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス等費139万5,000円につきましては、介護給付費の増額が見込まれることから、高額医療合算介護サービス等費の追加をするものであります。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金471万円につきましては、平成22年度介護給付費等の確定による返還金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

《平成23年9月20日》

2 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目認定審査会負担金 5 4 万 3, 0 0 0 円につきましては、遠軽地区介護認定支援システムネットワークのリース期間満了に伴う更新を行うことなどによる遠軽地区 2 町負担金の追加であります。

6 款道支出金 1 項道負担金 1 目介護給付費負担金 1 3 9 万 5, 0 0 0 円につきましては、平成 2 2 年度介護給付費の確定による道費負担金の追加であります。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 3 目その他一般会計繰入金 4 6 万 2, 0 0 0 円につきましては、遠軽地区介護認定支援ネットワークシステムのリース期間満了に伴い更新を行うことなどによる事務費一般会計繰入金の追加であります。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 4 7 1 万円につきましては、平成 2 2 年度介護給付費等返還金充当による追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 1 時まで、暫時休憩します。

午前 1 1 時 5 8 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、一括上程いたしました議案 3 件の質疑を行います。

質疑は、各議案ごとに行います。

これより、議案第 6 号平成 2 3 年度遠軽町一般会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。

質疑は、第 1 表 歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

2 款総務費、1 1 ページから 1 6 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3 款民生費、1 7 ページから 1 8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4 款衛生費、1 9 ページから 2 2 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6 款農林水産業費、2 3 ページから 2 6 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7 款商工費、2 7 ページから 2 8 ページ。

高橋義詔議員。

○1 6 番（高橋義詔君） 湧別原野クロスカントリースキー大会についてお伺いいたします。

いろいろな事情がありまして、このクロスカントリー大会、去年もコース短い中で開催したということで、今年度、次の大会からはまた 8 5 キロに戻してやるということで、非

《平成 2 3 年 9 月 2 0 日》

常に歓迎しているところであります。

そこでなのですが、85キロになったということで、参加者への周知対策をどのように考えておられるか。せつかくやるのであれば早く知らせて、できるだけ参加者を募る対策というのが必要かと思いますが、その辺のところどのように考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） お答えをいたします。

大会参加者への周知対策でございますが、大会参加者への周知につきましては、大会の実行委員会のほうでやっております、実行委員会の中で早急に行うように、私どものほうからも申し入れて実施してまいりたいと思っておりますし、幸いにして大会の主催者の中にも報道関係がありますので、その辺の力もおかりしながら周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（前田篤秀君） 高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） 実行委員会つくらなければならないのはわかるのですけれども、実行委員会はいつごろ開催されるのか、実行委員会はいつですか。

○議長（前田篤秀君） 大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） 10月に入ってから、実行委員会を行うような形になると思います。

○議長（前田篤秀君） 高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） わかりました。これについては、早急にやってほしいと思いません。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 8款土木費、29ページから32ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、33ページから34ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 11款災害復旧費、35ページから36ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

10款地方交付税、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 12款分担金及び負担金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 13款使用料及び手数料、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 14款国庫支出金、7ページから8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 15款道支出金、7ページから8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 17款寄附金、7ページから8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 19款繰越金、7ページから8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 20款諸収入、7ページから10ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 21款町債、9ページから10ページ。
荒井議員。

○13番（荒井範明君） 町債ですけれども、前年度と比べると、本年は3%超える額で減っております。非常に結構なことなのですが、この臨時財政対策債が5%超える分伸びております。これに限らないのですけれども、町の借金に対する考え方、どういうふうな点を注意して起債を起しているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） お答えをいたします。

今、町の借金に対する考え方ということでございますけれども、議員御承知のとおり、本町は合併前から過去に、特に建設事業に係る借入れが相当あったということで、地方債も相当な規模の額があったわけですけれども、今後、将来負担も考慮しながら計画的に借り入れていくということでございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表 地方債補正、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款諸支出金、10ページから11ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

10 款繰越金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第 7 号の質疑を終わります。

次に、議案第 8 号平成 23 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)の質疑を行います。

質疑は、第 1 表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

1 款総務費、8 ページから 9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 2 款保険給付費、10 ページから 11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6 款諸支出金、12 ページから 13 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

2 款分担金及び負担金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6 款道支出金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 8 款繰入金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 9 款繰越金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第 8 号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案 3 件を採決いたします。

採決は、上程の順より各議案ごとに行います。

これより、議案第 6 号平成 23 年度遠軽町一般会計補正予算(第 3 号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号平成 23 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

《平成 23 年 9 月 20 日》

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 認定第1号から日程第27 認定第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 認定第1号平成22年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第2号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第3号平成22年度遠軽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第4号平成22年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第5号平成22年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24 認定第6号平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25 認定第7号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26 認定第8号平成22年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27 認定第9号平成22年度遠軽町水道事業会計決算認定についてを一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 平成22年度の各会計決算認定について御説明いたします。

認定第1号平成22年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第8号平成22年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8会計の決算概要について御説明いたします。

お手元に配付の赤番6、7、9、10及び11が、一般会計並びに特別会計の決算に係るものであります。赤番6は、一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書及び地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づく歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書となっております。赤番7は、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算概要説明書であります。赤番9は、地方自治法第233条第5項の規定に基づく一般会計及び各特別会計の主要な施策の成果説明書であります。赤番10は、地方自治法第233条第3項の規定に基づく監査委員の歳入歳出決算審査意見書であります。赤番11は、地方自治法第241条第5項の規定に基づく監査委員の基金運用状況審査意見書であります。

それでは、赤番6の歳入歳出決算書をごらん願います。

《平成23年9月20日》

認定第1号の平成22年度遠軽町一般会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

1ページから6ページまでは歳入でありまして、款及び項における決算額であります。6ページの収入済額の合計は143億4,333万817円となっております。2ページにお戻りいただきまして、不納欠損額につきましては、1款町税で132万3,526円となっております。なお、不納欠損額の内訳につきましては、決算概要説明書の不納欠損額調べをごらん願います。

収入未済額につきましては、1款町税で1億5,857万320円、12款分担金及び負担金で16万400円、13款使用料及び手数料で1,345万1,762円、16款財産収入で407万413円、20款諸収入で594万1,000円でありまして、6ページの収入未済額の合計は1億8,219万3,895円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の町税収入未済額比較表及び収入未済額調をごらん願います。

7ページから10ページまでは歳出でありまして、10ページの支出済額の合計は140億4,838万5,947円となっております。

9ページの歳入歳出差引残額につきましては、2億9,494万4,870円でありまして、そのうち1億3,100万円を地方自治法第233条2の規定により、財政調整基金に繰り入れております。

次に、歳入歳出事項別明細書につきましては、歳入は11ページの1款町税から45ページの21款町税まで、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額及び収入未済額について節ごとに記載をしております。歳出は、47ページの1款議会費から187ページの13款予備費まで、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額について節ごとに記載をしております。

個々の説明は省略させていただきますが、歳出に係る流用及び充用、繰越明許費に係る事項につきまして御説明いたします。

47ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の予備費支出及び流用増減10万5,000円につきましては、13節委託料について不足が生じたため、予備費より充用したものであります。

67ページ、2款総務費1項総務管理費16目地域活性化・経済危機対策費の不用額416万2,031円につきましては、平成21年度から明許繰り越しとなりました地域活性化・経済危機対策事業であり、予算現額の継続費及び繰越事業費繰越額1億1,557万1,000円に係るものであります。2款総務費1項総務管理費17目地域活性化・きめ細かな対策費の不用額2,067万2,000円につきましては、平成21年度から明許繰り越しとなりました地域活性化・きめ細かな対策事業であり、予算現額の継続費及び繰越事業費繰越額3億1,763万3,000円に係るものであります。

69ページ、2款総務費1項総務管理費18目地域活性化対策費の翌年度繰越額の継続

《平成23年9月20日》

費通次繰越、繰越明許費事故繰越2億7,883万1,000円につきましては、きめ細かな対策事業及び住民生活に光をそそぐ交付金事業に係る経費でありまして、平成23年度に繰り越したものであります。

75ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の予備費支出及び流用増減1,000円につきましては、12節手数料について不足が生じたため、4目医療助成費より流用したものであります。

87ページ、3款民生費1項社会福祉費4目医療助成費の予備費支出及び流用増減1,000円の減につきましては、1目社会福祉総務費へ流用したものであります。

101ページをお開き願います。4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の予備費支出及び流用増減140万6,000円につきましては、13節委託料について不足が生じたため、予備費より充用したものであります。

103ページ、4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費の不用額448万199円のうち177万5,000円につきましては、平成21年度から明許繰り越しとなりました簡易水道事業特別会計へ繰り出しであり、予算現額の継続費及び繰越事業費繰越額650万円に係るものであります。

115ページ、6款農林水産業費1項農業費5目農地費の不用額176万6,255円のうち4万880円につきましては、平成21年度から明許繰り越しとなりました道営土地改良事業であり、予算現額の継続費及び繰越事業費繰越額280万円に係るものであります。翌年度繰越額の継続費通次繰越、繰越明許費、事故繰越1,000万円につきましては道営土地改良事業に係る経費でありまして、平成23年度に繰り越したものであります。

121ページ、6款農林水産業費2項林業費1目林業振興費の翌年度繰越額の継続費通次繰越、繰越明許費、事故繰越116万6,000円につきましては、森林整備加速化林業再生事業に係る経費でありまして、平成23年度に繰り越したものであります。

147ページをお開き願います。8款土木費5項下水道費1目公共下水道費の不用額145万2,626円のうち97万9,000円につきましては、平成21年度から明許繰り越しとなりました公共下水道事業特別会計繰り出しであり、予算現額の継続費及び繰越事業費繰越額1,150万円に係るものであります。

151ページ、9款消防費1項消防費1目消防費の不用額21万2,219円のうち1万2,750円につきましては、平成21年度から明許繰り越しとなりました全国瞬時警報システム整備事業であり、予算現額の継続費及び繰越事業費繰越額153万円に係るものであります。

185ページ、11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費の不用額203万6,962円のうち23万6,100円につきましては、平成21年度から明許繰り越しとなりました災害復旧事業であり、予算現額の継続費及び繰越事業費繰越額531万円に係るものであります。

《平成23年9月20日》

12款公債費1項公債費1目元金の予備費支出及び流用増減1,000円につきましては、23節償還金利子及び割引料について不足が生じたため、2目利子より流用したものであります。

12款公債費1項公債費2目利子の予備費支出及び流用増減1,000円の減につきましては、1目元金へ流用したものであります。

187ページ、13款予備費1項予備費1目予備費の予備費支出及び流用増減151万1,000円の減につきましては、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費及び4款衛生費1項保健衛生費3目予防費に、予算の不足が生じたので充用したものであります。

189ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は2億6,154万円であります。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1億3,100万円で、財政調整基金に繰り入れしております。

次に、認定第2号の平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

190ページ、191ページは歳入でありまして、収入済額の合計は25億3,986万7,706円となっております。不納欠損額につきましては、190ページの1款国民健康保険税が148万4,771円となっております。なお、不納欠損額の内訳につきましては、決算概要説明書の不納欠損額調をごらん願います。

収入未済額につきましては、同じく1款国民健康保険税が1億3,009万4,976円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の町税収入未済額比較表をごらん願います。

192ページ、193ページは歳出でありまして、支出済額の合計は25億1,579万2,130円となっております。

192ページの歳入歳出差引残額は2,407万5,576円であります。

歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、194ページから217ページが事項別明細書となっております。

206ページをお開き願います。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費の予備費支出及び流用増減37万4,000円の減につきましては、2目退職被保険者等療養給付費へ流用したものであります。

2款保険給付費1項療養諸費2目退職被保険者等療養給付費の予備費支出及び流用増減37万4,000円につきましては、19節負担金補助及び交付金について不足が生じたため、1目一般被保険者療養給付費より流用したものであります。

208ページ、2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費の予備費支出及び流用増減133万5,000円の減につきましては、2目退職被保険者等高額療養費へ流用したものであります。

《平成23年9月20日》

2款保険給付費2項高額療養費2目退職被保険者等高額療養費の予備費支出及び流用増減133万5,000円につきましては、19節負担金補助及び交付金に不足が生じたため、1目一般被保険者高額療養費より流用したものであります。

212ページ、7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目高額医療費共同事業拠出金の予備費支出及び流用増減1,000円の減につきましては、3目その他共同事業拠出金へ流用したものであります。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金3目その他共同事業拠出金の予備費支出及び流用増減1,000円につきましては、19節負担金補助及び交付金に不足が生じたため、1目高額医療費共同事業拠出金より流用したものであります。

218ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は2,407万5,000円であります。

次に、認定第3号の平成22年度遠軽町老人保健特別会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

219ページ、220ページは歳入でありまして、収入済額の合計は1,166万7,093円となっております。

221ページ、222ページは歳出でありまして、支出済額の合計は1,166万7,093円となっております。

221ページの歳入歳出差引残額は、ゼロ円であります。

歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、223ページから228ページが事項別明細書となっております。

229ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は、ゼロ円でありませぬ。

次に、認定第4号の平成22年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

230ページ、231ページは歳入でありまして、収入済額の合計は2億5,724万3,200円となっております。収入未済額につきましては、230ページの1款後期高齢者医療保険料が77万4,692円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の町税収入未済額比較表をごらん願います。

232ページ、233ページは歳出でありまして、支出済額の合計は2億5,516万1,372円となっております。

232ページの歳入歳出差引残額は、208万1,828円であります。

歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、234ページから241ページが事項別明細書となっております。

242ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は208万1,000円であります。

次に、認定第5号の平成22年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算書につきまして

《平成23年9月20日》

御説明いたします。

243ページ、244ページは歳入でありまして、収入済額の合計は13億7,958万7,514円となっております。不納欠損額につきましては、243ページの1款介護保険料が11万5,250円となっております。なお、不納欠損額の内訳につきましては、決算概要説明書の不納欠損額調をごらん願います。

収入未済額につきましては、同じく1款介護保険料が314万6,443円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の町税収入未済額比較表をごらん願います。

245ページ、246ページは歳出でありまして、支出済額の合計は13億4,123万479円となっております。

245ページの歳入歳出差引残額は、3,835万7,035円であります。

歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、247ページから260ページが事項別明細書となっております。

261ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は3,835万7,000円であります。

次に、認定第6号の平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

262ページ、263ページは歳入でありまして、収入済額の合計は1億1,937万7,639円となっております。収入未済額につきましては、262ページの2款使用料及び手数料が320万2,495円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の町税収入未済額比較表をごらん願います。

264ページ、265ページは歳出でありまして、支出済額の合計は1億81万817円となっております。

264ページの歳入歳出差引残額は1,856万6,822円であります。なお、この残額は遠軽町簡易水道事業について、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による水道事業会計へ引き継いでおります。

歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、266ページから273ページが事項別明細書となっております。

270ページにお戻りください。

2款事業費1項水道施設費1目水道管理費の不用額741万7,324円のうち177万5,000円につきましては、平成21年度から明許繰り越しとなりました地域活性化・きめ細かな対策事業であり、予算現額の継続費及び繰越事業費繰越額650万円に係るものであります。

274ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は1,856万6,000円であります。

次に、認定第7号の平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書につき

まして御説明いたします。

275ページ、276ページは歳入でありまして、収入済額の合計は12億4,353万181円となっております。

不納欠損額につきましては、275ページの1款分担金及び負担金が83万5,340円、2款使用料及び手数料が44万9,345円となっております。なお、不納欠損額の内訳につきましては、決算概要説明書の不納欠損額調をごらん願います。

収入未済額につきましては、同じく1款分担金及び負担金が472万3,090円、2款使用料及び手数料が1,164万4,514円となっております。なお、収入未済額の内訳につきましては、決算概要説明書の町税収入未済額比較表をごらん願います。

277ページ、278ページは歳出でありまして、支出済額の合計は11億9,303万3,066円となっております。

277ページの歳入歳出差引残額は、5,049万7,115円であります。なお、この残額は遠軽町公共下水道事業について、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による下水道事業会計へ引き継いでおります。

歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、279ページから290ページが事項別明細書となっております。

285ページにお戻り願います。

1款公共下水道費1項公共下水道費2目下水道整備費の不用額280万6,987円のうち97万9,000円につきましては、平成21年度から明許繰り越しとなりました地域活性化きめ細かな対策事業であり、予算現額の継続費及び繰越事業費繰越額1,150万円に係るものであります。

翌年度繰越額の継続費逐次繰越、繰越明許費事故繰越の8,644万円につきましては、下水道整備事業に係る経費でありまして、平成23年度に繰り越したものであります。

287ページ、3款公債費1項公債費1目元金の予備費支出及び流用増減1万4,000円につきましては、23節償還金利子及び割引料について不足が生じたため、1項公債費2目利子より流用したものであります。

289ページ、3款公債費1項公債費2目利子の予備費支出及び流用増減1万4,000円の減につきましては、23節償還金利子及び割引料について不足が生じたため、1項公債費1目元金へ流用したものであります。

291ページお聞きください。

実質収支に関する調書でありまして、実質収支額は4,045万円であります。

次に、認定第8号の平成22年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書につきまして御説明いたします。

292ページ、293ページは歳入でありまして、収入済額の合計は914万5,531円となっております。

《平成23年9月20日》

294ページ、295ページは歳出でありまして、支出済額の合計は914万5,531円となっております。

294ページの歳入歳出差引残額は、ゼロ円であります。

歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書につきましては、296ページから299ページが事項別明細書となっております。

300ページは、実質収支に関する調書でありまして、実質収支額はゼロ円であります。

次に、301ページ以降は財産に関する調書でありまして、公有財産、物品、債権及び基金について記載しております。説明は省略させていただきますので、御参照いただきたいと思います。

次に、赤番7の歳入歳出決算概要説明書をごらん願います。

1ページ及び2ページは、会計別決算額総括表であります。

1ページの予算額（A）及び（C）の欄には、平成21年度繰越明許費の額4億6,084万4,000円を含むものであります。

一般会計の（B-A）の欄には、平成22年度繰越明許費に係る未収入特定財源の額2億5,659万3,000円を含むものであります。

一般会計の（C-D）の欄には、平成22年度繰越明許費の額2億8,999万7,000円を含むものであります。

一般会計の（B-D）の欄には、平成22年度繰越明許費に係る一般財源の額3,340万4,000円を含むものであります。

特別会計、小計の（B-A）の欄には、平成22年度繰越明許費に係る未収入特定財源の額7,639万3,000円を含むものであります。

特別会計、小計の（C-D）の欄には、平成22年度繰越明許費の額8,644万円を含むものであります。

特別会計、小計の（B-D）の欄には、平成22年度繰越明許費に係る一般財源の額1,004万7,000円を含むものであります。

3ページから28ページまでは、会計別の歳入歳出款別決算額比較表でありまして、各款における決算額について、前年度と比較したものであります。

29ページ、30ページは、歳入歳出決算額構成表でありまして、一般会計の歳入歳出決算額の構成を円グラフによりあらわしたものであります。

31ページから52ページまでは、各款の中で節の占める金額及び比率でありまして、各会計歳出の款ごとの節別内訳であります。

53ページ、54ページは、町税未済額比較表でありまして、税目ごとの現年度及び滞納繰越に係る未収額について、前年度と比較したものであります。

55ページから61ページまでは、収入未済額調べでありまして、町税以外の収入未済額の内訳であります。

《平成23年9月20日》

62ページから67ページまでは、不納欠損額調べでありまして、平成22年度における不納欠損額の年度別内訳であります。

68ページから71ページまでは、給与費決算調書でありまして、各項における給与費の内訳であります。

72ページ、73ページは、公債費に関する調べでありまして、各会計ごとの起債の状況について、目的別及び借入先別に分類したものであります。

74ページ、75ページは、基金運用状況でありまして、基金ごとの内訳となっております。

平成22年度計画運用基金運用状況につきましては、76ページは遠軽町土地開発基金運用状況、77ページは遠軽町奨学資金貸付基金運用状況の内訳となっております。

次に、赤番9、各会計の主要な施策の成果説明書につきましては、各会計の事務事業について、事業ごとにまとめたものでありますので御参照いただきたいと思います。

次に、赤番10、各会計の決算審査における監査委員の意見書及び赤番11、基金運用状況審査における監査委員の意見書につきましては、御参照いただきたいと思います。

以上で、平成22年度一般会計及び各特別会計の決算認定について説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 認定第9号平成22年度遠軽町水道事業会計決算認定についてを御説明いたします。

お手元に配付の赤番8が、平成22年度遠軽町水道事業会計決算書でありまして、赤番13が、平成22年度遠軽町水道事業会計決算審査意見書であります。

赤番8の平成22年度遠軽町水道事業会計決算書をごらんください。

平成22年度遠軽町水道事業会計決算書につきましては、1ページから4ページまでは、平成22年度遠軽町水道事業決算報告書でございまして、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算、決算額等を記載してございます。

1ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございしますが、1款事業収益は1項営業収益と2項営業外収益を合わせまして、決算額3億9,423万2,479円であります。

次のページの支出につきましては、1款事業費は1項営業費用から4項予備費までを合わせまして、決算額3億5,671万3,934円であります。

3ページは、資本的収入及び支出でございまして、収入につきましては1款資本的収入は4項分担金でありまして、決算額8万800円であります。

次のページの支出につきましては、1款資本的支出は1項建設改良費から3項予備費までを合わせまして、決算額1億6,624万6,680円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,616万5,880円は、過年度分損益勘定留保資金3,627万1,037円、当年度分損益勘定留保資金9,388万1,073円、減債積立金3,000万円、建設改良積立金300万円、当年度分消費税及

《平成23年9月20日》

び地方消費税資本的収支調整額301万3,770円で補てんしたところであります。

次に、財務諸表でございますが、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表を掲載してございます。

5ページにつきましては、損益計算書でございますが、当年度純利益は3,366万8,505円となっております。6ページから7ページは剰余金計算書でございますが、8ページは剰余金処分計算書でございます。9ページから11ページにつきましては、平成23年3月31日現在の貸借対照表でございます。

次に、決算附属書でございますが、証書類につきましては別途保管させていただいておりますが、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載してございますが、個々の説明は省略させていただきます。

次に、赤番13の水道事業会計決算審査における監査委員の意見書につきましては御参照いただきたいと思います。

以上で、平成22年度遠軽町水道事業会計決算書の説明を終わります。

◎決算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

一括上程いたしました平成22年度決算認定9件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、平成22年度決算認定9件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査とすることに決定いたしました。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に山谷議員、副委員長に高橋眞千子議員が選出されましたので御報告いたします。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

《平成23年9月20日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これをもって延会することに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会といたします。

午後 2時59分 延会

《平成23年9月20日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前田篤秀
署名	議員	岩上孝義
署名	議員	杉本信一

《平成23年9月20日》